

川越市立図書館管理規則の一部を改正する 規則（案）の概要について

令和2年11月

教育総務部 中央図書館

1 改正の趣旨

川越市立図書館管理規則（以下「管理規則」といいます。）は、休館日や利用時間、利用方法などの事項を定めることにより、円滑な施設運営を図ることを目的として制定しております。

このたびの改正は、電子書籍の導入に伴い、その利用方法を定めるために行うものです。

2 改正の主な内容

電子書籍の貸出冊数を3冊以内、貸出期間を2週間以内とするものです。

3 規則（案）の施行予定期日

令和3年1月1日から施行しようとするものです。